

高校生等への修学支援制度の概要(鳥取県)

令和7年3月 現在

高等学校等へ進学(在学)する場合、授業料、教科書代、制服代等の様々な経費が必要になります。鳥取県では、経済的な理由により高等学校等への進学を断念することがないように、奨学金等の修学支援制度を設けています。

ここでは、制度概要を記載しています。詳細については、担当する各機関にお問い合わせください。

※ 制度は、資料作成時における内容であり、随時、改定される場合があります。最新の状況については、必ず各実施機関のホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

※ この資料には、高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程など(主に中学校卒業後の教育機関)に進学(在学)される方への修学支援制度を掲載しています。大学、短大、専修学校専門課程など(主に高等学校卒業後の教育機関)に進学(在学)される方への内容は掲載していませんので、ご注意ください。

目次

1	高等学校等就学支援金制度・鳥取県私立高等学校等総合支援金制度について	1
(1)	高等学校等就学支援金制度	1
(2)	鳥取県私立高等学校等総合支援金制度	2
2	奨学金等の給付・貸付制度について	3
(3)	鳥取県育英奨学資金	3
(4)	母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)	3
(5)	生活福祉資金(教育支援費・就学支度費)	4
(6)	鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金	4
(7)	交通遺児激励金	5
(8)	日本学生支援機構の奨学金(高等専門学校対象分)	5
(9)	あしなが奨学金	6
(10)	交通遺児育英会の奨学金	6
(11)	看護職員修学資金貸付制度	6
(12)	日本政策金融公庫(国の教育ローン教育一般貸付)	7
3	鳥取県高校生等奨学給付金について	8
(13)	鳥取県高校生等奨学給付金	8
	母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金・修学資金)のご案内	9
	母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金・修学資金)の概要	10
	鳥取県高校生等通学費助成事業のご案内	11

I 高等学校等就学支援金制度・鳥取県私立高等学校等総合支援金制度について

家庭の状況にかかわらず、全ての高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、国公私立高等学校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費の負担を軽減します。また、私立高等学校等に在籍する生徒に対しては、就学支援金制度に上乗せ補助を行います。（総合支援金制度）

区分	高等学校等就学支援金制度
対象	○ 平成 26 年 4 月以降に入学された方。 ○ 国公私立高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部、高等専門学校（第 1～3 学年まで）及び専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くもの）、専修学校の一般課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校に在学中で、日本国内に住所を有する方。 ＜判定基準＞ ○ 以下の計算式により算出した合算額が 30 万 4,200 円未満である方が対象となります。 【計算式】保護者等の市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額 ※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算 ※保護者等の年収目安が 910 万円未満の方が対象（保護者 2 人・高校生・中学生の 4 人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わります） ＜家計急変支援制度＞ ○ 就学支援金の対象とならない方や、現在受給中でも通常の支給限度額までしか支給されていない方（私立のみ）について、家計急変理由及び収入の要件を満たす場合は、家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります（要件等の詳細は下記「お問い合わせ先」まで。）
内容	○ 就学支援金を、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることになります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。 ○ 学校が就学支援金を充てることができるのは、正規の生徒の授業料のみで、科目履修生・聴講生は対象外です。また、入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費も対象とはなりません。 ○ <u>国公私立問わず「市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額の合算額」が 30 万 4,200 円以上の世帯では授業料をご負担いただくことになります。</u> 就学支援金の支給基準額（定額授業料の場合）は以下のとおりです。 公立・私立の全日制：月額 9,900 円、公立の定時制高校：月額 2,700 円、公立の通信制：月額 520 円、私立の定時制・通信制高校：月額 9,900 円 ○ 私立高校生等世帯のうち「市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額の合算額」が 15 万 4,500 円未満（年収 590 万円程度）の世帯は、就学支援金の上限額（年額）は 39 万 6,000 円です。（授業料額が上限。）
その他	○ 制度を利用するには、申請書（学校において配布）と、原則、マイナンバーが記載された書類の写し等の提出が必要です。
お問い合わせ先	公立学校：鳥取県教育委員会事務局高等学校課(0857-26-7929)又は在学する各高校 私立学校：鳥取県子ども家庭部総合教育推進課(0857-26-7824)又は在学する各高校 ※ 令和 7 年度の組織改正により、「子ども家庭部総合教育推進課」は「総務部教育学術課」に変わります。 ※ 国立については学校へ直接お問合せください。

※ 現在、国において高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている方への支援等について検討が行われています。制度の内容が判明次第、お問い合わせ先のホームページに掲載しますので、最新の状況については、ホームページをご確認ください。

区分	鳥取県私立高等学校等総合支援金制度			
対象	○ 鳥取県内の私立高等学校及び専修学校高等課程に在学し、鳥取県で高等学校等就学支援金を受給されている方が対象です。(生徒の保護者等(※1)の所得に応じ、支給額や対象経費が異なります。) ○ 保護者等の年収目安が270万円以上590万円未満の方、又は800万円以上の方(※2)は、支給されません。 ※1 支給対象の判断は、原則として保護者(親権を行う者)の税額を基準として判断します。 ※2 4人家族(両親・子供2人)の場合の目安です。家族の人数などによって年収目安は変わります。			
内容	○ 総合支援金を、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料等に充てることになります。生徒本人(保護者等)が直接受け取るものではありません。			
		対象世帯	対象経費	支給額
	1	生活保護受給世帯	その他 納付金※2	上限 7,200 円/月
	2	計算式※1の算出額が0円 (年収(目安)270万円未満)	その他 納付金※2	上限 3,600 円/月
	3	計算式※1の算出額が154,500円以上209,700円未満 (年収(目安)590万円以上700万円未満)	授業料	9,900 円/月(全日制)※3 4,812 円/月(通信制)※3
	4	計算式※1の算出額が209,700円以上263,700円未満 (年収(目安)700万円以上800万円未満)	授業料	4,950 円/月(全日制)※3 2,406 円/月(通信制)※3
その他	○ 制度を利用するには、意向確認書(学校において配布)と、原則、マイナンバーが記載された書類の写し等の提出が必要です。			
	○ 制度を利用するには、意向確認書(学校において配布)と、原則、マイナンバーが記載された書類の写し等の提出が必要です。			
お問い合わせ先	鳥取県子ども家庭部総合教育推進課(0857-26-7824)又は在学する各高校 ※ 令和7年度の組織改正により、「子ども家庭部総合教育推進課」は「総務部教育学術課」に変わります。			

※ 私立高等学校専攻科には、所得等に応じて経済的な負担を軽減する必要があると認められる生徒に対して授業料を軽減する制度があります。
詳しくは、在学する学校にお問い合わせください。

2 奨学金等の給付・貸付制度について

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等																											
とっとりけんいくえいしょうがくしきん 鳥取県育英奨学資金 (お問い合わせ先) 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室 (0857-29-7145) (http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku)	(主な申請要件) ○ 県内に住所がある方の子どもの、対象学校に在学する方。 ○ 世帯の年間所得額が一定の基準以下であること。 ○ 県の同種類の奨学資金や県以外の奨学資金で育英奨学資金と同等もしくは条件が有利な奨学資金を受けていないこと。 ○ 連帯保証人 1 名と保証人 (別生計) 1 名が必要。 (対象学校) 高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程等 (申込時期) ○ 予約申込 (中学 3 年生対象) 7 月下旬～9 月頃に申込み。 ○ 対象学校入学後 (4 月) の申込 ○ 緊急の申込 (対象学校入学後) 随時申込み。(家計急変の場合)	(貸付) ○奨学資金 (無利子) <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">貸付額 (月額)</th></tr><tr><td>国公立</td><td>自宅通学 18,000 円</td><td>自宅外通学 23,000 円</td></tr><tr><td>私立</td><td>自宅通学 30,000 円</td><td>自宅外通学 35,000 円</td></tr></table> (返還) ○返還期間 15 年以内 (学校を中途退学、貸与を辞退する場合等は 10 年以内) ○返還方法 貸与終了後、6 ヶ月の据置期間経過後、半年賦又は月賦の方法により返還。 ○返還猶予制度 進学、災害、傷病等の場合は、申請により返還が猶予される場合があります。	区分	貸付額 (月額)		国公立	自宅通学 18,000 円	自宅外通学 23,000 円	私立	自宅通学 30,000 円	自宅外通学 35,000 円																		
区分	貸付額 (月額)																												
国公立	自宅通学 18,000 円	自宅外通学 23,000 円																											
私立	自宅通学 30,000 円	自宅外通学 35,000 円																											
ぼしふしからふくしきん 母子 父子 寡婦 福祉 資金 (修学資金・就学支度資金) (お問い合わせ先) お住まいの市町村又は 家庭支援課、中部総合事務所県民福祉局、西部総合事務所県民福祉局 (ひとり親支援 HP) 鳥取県ひとり親家庭支援サイト https://www.tori-hitorioya.com	(主な申請要件) ○ 母子家庭の母、父子家庭の父 (県内に住所を有し、扶養する児童が対象学校に入学する場合) 又はその扶養する児童本人。 ○ 県内に住所を有する父母のない児童。 ○ 修学資金は鳥取県育英奨学資金を受けていないこと。 ○ 借主が母又は父の場合、児童が連帯借主となります。 ○ 児童が借主となる場合、原則として連帯保証人が必要です。 ○ 母子・父子自立支援員等が借主、連帯借主に対し面談を実施。 ※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、奨学金の貸与月額を考慮して必要な額を貸し付けます。 (対象学校) 高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程 (申込時期) 随時申込み。 ※貸付決定から遡っての支給はできません。申請いただいてから貸与決定までに 1～2 ヶ月ほど時間を要しますので早めにご相談ください。	(貸付) ○修学資金 (無利子) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">貸付限度額 (月額)</th></tr><tr><td rowspan="2">高校、 専修 (高等)</td><td>国公立</td><td>自宅通学 27,000 円</td><td>自宅外通学 34,500 円</td></tr><tr><td>私立</td><td>自宅通学 45,000 円</td><td>自宅外通学 52,500 円</td></tr><tr><td rowspan="2">高専</td><td>国公立</td><td>自宅通学 31,500 円 (67,500 円)</td><td>自宅外通学 33,750 円 (76,500 円)</td></tr><tr><td>私立</td><td>自宅通学 48,000 円 (98,500 円)</td><td>自宅外通学 52,500 円 (115,000 円)</td></tr></table> ※ () 内は 4 年次以降の貸付限度額 ○就学支度資金 (入学時のみ：無利子) <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">貸付限度額</th></tr><tr><td>国公立の高校、 高専、 専修 (高等)</td><td>自宅通学 150,000 円</td><td>自宅外通学 160,000 円</td></tr><tr><td>私立の高校、 専修 (高等)</td><td>自宅通学 410,000 円</td><td>自宅外通学 420,000 円</td></tr></table> (返還) ○返還期間 修学資金 (20 年以内)、就学支度資金 (5 年以内) ○返還方法 学校卒業後、6 ヶ月の据置期間経過後、年賦・半年賦・月賦の方法により返還。	区分		貸付限度額 (月額)		高校、 専修 (高等)	国公立	自宅通学 27,000 円	自宅外通学 34,500 円	私立	自宅通学 45,000 円	自宅外通学 52,500 円	高専	国公立	自宅通学 31,500 円 (67,500 円)	自宅外通学 33,750 円 (76,500 円)	私立	自宅通学 48,000 円 (98,500 円)	自宅外通学 52,500 円 (115,000 円)	区分	貸付限度額		国公立の高校、 高専、 専修 (高等)	自宅通学 150,000 円	自宅外通学 160,000 円	私立の高校、 専修 (高等)	自宅通学 410,000 円	自宅外通学 420,000 円
区分		貸付限度額 (月額)																											
高校、 専修 (高等)	国公立	自宅通学 27,000 円	自宅外通学 34,500 円																										
	私立	自宅通学 45,000 円	自宅外通学 52,500 円																										
高専	国公立	自宅通学 31,500 円 (67,500 円)	自宅外通学 33,750 円 (76,500 円)																										
	私立	自宅通学 48,000 円 (98,500 円)	自宅外通学 52,500 円 (115,000 円)																										
区分	貸付限度額																												
国公立の高校、 高専、 専修 (高等)	自宅通学 150,000 円	自宅外通学 160,000 円																											
私立の高校、 専修 (高等)	自宅通学 410,000 円	自宅外通学 420,000 円																											

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等
せいかつ ふくし しきん きょういく 生活 福祉 資金 (教育 支援費・就学支度費) (お問い合わせ先) お住まいの市町村社会 福祉協議会又は鳥取県社 会福祉協議会 (https://w www.tottori-wel.or.jp) (0 857-59-6333)	(主な申請要件) ○ 低所得世帯。(前年所得の1/12が生 活保護費の2倍額未満の世帯) ○ 鳥取県育英奨学資金、母子父子寡婦福 祉資金、その他公的資金の貸付け等で利 用可能な制度がある場合、原則そちらを 優先利用していただきます。(他制度を 利用したうえで不足が生じる場合、差額 分について併用可能な場合があります。) ○ 学生本人が借受人となり、世帯主(生 計中心者)の方に連帯借受人となってい たいただきます。 ○ 連帯保証人は原則不要です。(連帯借 受人の保障能力等によっては必要とな る場合があります) (対象学校) 高等学校、特別支援学校高等部、高等専 門学校、専修学校高等課程 (申込時期) 随時申込み。	(貸付) ○教育支援費(無利子) 高校等 35,000 円以内(月額) 高専 60,000 円以内(月額) ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5 倍の額まで貸付可能。 ○就学支度費(入学時のみ：無利子) 500,000 円以内 (返還) ○返還期間 20 年以内(学校卒業後、6 ヶ月の据置期間 経過後返還開始)
とっとりけん おやかていとうこうとう 鳥取県ひとり親家庭等高等 教育進学支援資金 (お問い合わせ先) 鳥取県社会福祉協議会 (https://www.tottori- wel.or.jp) (0857-59-6344)	(主な申請要件) ○県内の高校生、高等専修学校生で高等教 育機関へ進学する者のうち、 1.一人親家庭で市町村民税の所得割が 非課税世帯の者 2.児童養護施設の措置または里親に委 託された者 上記に該当する者を対象とする。 ○給付を受けようとする学生の保護者又 は法定代理人が申請者となる。ただし、 児童養護施設に措置された学生の場合 は入所中の施設の施設長、里親に委託さ れた学生は里親を申請者とする。 ○進学先の高等教育機関は、大学・短大・ 専門学校とする。 (対象学校) 高等学校、特別支援学校高等部、高等専 門学校、専修学校高等課程 (申請時期) 例年9月募集開始(〆切：12月末) ○申請者が学校を通じて、必要な様式を添 付し申請を行う。	(給付金) ○給付人数・金額 10名×100,000円 ※10名は基本であり、給付候補者を決定 する運営委員会の審査結果によっては、 この限りではない。 ○給付金交付請求書等の必要書類を受領後、 指定の金融機関口座に振込送金する。 (3月頃)

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等																		
こうつう い し げきれいきん 交通遺児激励金 (お問い合わせ先) 鳥取県社会福祉協議会 (https://www.tottori-wel.or.jp) (0857-59-6344)	(主な申請要件) ○当年度高等学校（特別支援学校高等部・高等専門学校・専修学校高等課程を含む）卒業までの乳幼児、児童、または生徒（夜間中学を含む）。ただし、20歳未満かつ、次のいずれかに該当する者をいう。 1.父母（「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ）又は、そのどちらかの方が交通事故により死亡、又は重度の後遺症を存することとなった者（父母のいずれかが交通事故により死亡した後において、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当する）。 2.父母が死亡した後、その他親族等に扶養されていた者で、当該親族等が交通事故により死亡、又は当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった者。	交通遺児激励金（給付） 支給基準 ○当年度末に中学校卒業予定の生徒 …100,000円 ○当年度末に高等学校卒業予定の生徒 …100,000円 ○高校1・2学年の生徒 …30,000円																		
にほん がくせい しえん きこう 日本学生支援機構の奨学金（高等専門学校対象分） (お問い合わせ先) (独)日本学生支援機構(http://www.jasso.go.jp) または、在学する学校の奨学金担当窓口	(主な申請要件) ○第一種奨学金（無利子） 特に優れた生徒で経済的理由により著しく修学困難な方。 ○第二種奨学金（有利子） 第一種奨学金より緩やかな基準により選考。 (対象学校) 高等専門学校（第一種は全学年対象、第二種は4,5学年対象） (申込時期) ○高専入学後の申込（定期採用） 毎年春頃の申込 ○緊急の申込（高専入学後） 随時申込み。（家計急変の場合）	(貸付) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">貸付額（月額）</th></tr><tr><td rowspan="3">一 種</td><td>国公立</td><td>自宅通学 21,000円 (45,000円)</td><td>自宅外通学 22,500円 (51,000円)</td></tr><tr><td>私立</td><td>自宅通学 32,000円 (53,000円)</td><td>自宅外通学 35,000円 (60,000円)</td></tr><tr><td>共通</td><td colspan="2">10,000円 (20,000円から50,000円)</td></tr><tr><td>二 種</td><td colspan="3">2万円から12万円までの1万円単位の金額の中から選択</td></tr></table> ※（ ）内の額は4年次に進級した場合の額。ただし、家計支持者の年収が一定額以上の場合は、2万円、3万円、4万円、5万円のうち（ ）内より低い金額からの選択となる。 ※一種の共通は区分にかかわらず選択可能。 (返還) ○返還方法 貸与終了後、6ヵ月の据置期間経過後、返還開始（口座振替制度に加入することが必要）。 平成29年度採用者より新所得連動返還型奨学金制度が利用可。（第一種奨学金採用者のみ） ○返還猶予制度 進学、災害、傷病等の場合は、申請により返還が猶予される場合があります。 ※給付型奨学金については、（独）日本学生支援機構のホームページでご確認ください。	区分		貸付額（月額）		一 種	国公立	自宅通学 21,000円 (45,000円)	自宅外通学 22,500円 (51,000円)	私立	自宅通学 32,000円 (53,000円)	自宅外通学 35,000円 (60,000円)	共通	10,000円 (20,000円から50,000円)		二 種	2万円から12万円までの1万円単位の金額の中から選択		
区分		貸付額（月額）																		
一 種	国公立	自宅通学 21,000円 (45,000円)	自宅外通学 22,500円 (51,000円)																	
	私立	自宅通学 32,000円 (53,000円)	自宅外通学 35,000円 (60,000円)																	
	共通	10,000円 (20,000円から50,000円)																		
二 種	2万円から12万円までの1万円単位の金額の中から選択																			

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等											
あしなが奨学金 しょうがくきん (お問い合わせ先) あしなが育英会 HP お問い合わせフォーム (http://www.ashinaga.org) またはあしなが育英会事務局(0120-77-8565)	(主な申請要件) 保護者の方が病気、災害、自死などで亡くなられたか(交通事故を除く)、重い障がいにより働けず、生活事情が苦しく、教育費に困っている家庭の生徒。 (対象学校) 高等学校、高等専門学校等 (奨学金の申込時期) ○ 予約申込(中学3年生対象) 募集…12月15日締切	(給付) ○奨学金(給付) 30,000円(月額) (貸付) ○入学一時金(無利子) 私立高等学校 300,000円 (返還) 卒業後、6ヵ月の据置期間経過後、返還開始。(20年以内に返還)											
こうつう い、じいこうかい 交通遺児育英会の奨学金 しょうがくきん (お問い合わせ先) (公財)交通遺児育英会(03-3556-0773,0120-521-286) (http://www.kotsuiji.com)	(主な申請要件) 保護者の方が道路上の交通事故で亡くなられたか、重い後遺障がいにより働けず経済的に困っている家庭の生徒。(応募時25歳までの人が対象) 家計の基準は家族数により異なります。 (対象学校) 高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程等 (奨学金の申込時期) ○ 予約申込(中学3年生対象) 4月～翌年1月 ○ 対象学校入学後の申込 4月～翌年1月の期間に随時申込み。	(貸付) ○奨学金(無利子) 高校、高専、専修学校高等課程の場合 2万円,3万円,4万円から選択(月額) ○入学一時金(無利子) 高校、高専、専修学校高等課程の場合 20万円,40万円,60万円から選択 (返還) 貸与終了後、6ヵ月の据置期間経過後、返還開始。(20年以内に返還)											
かんご しやくいん しゅうがく しきん 看護職員修学資金貸付制度 かにつけせいど (お問い合わせ先) 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 (0857-26-7190)	(主な申請要件) ○ 看護職員を養成する学校又は養成所に在学する方 ○ 卒業後、鳥取県内の医療機関等で看護職員として従事する意思のある方 (申込時期) 対象学校入学後の申込み。(4月中頃までに申込み)	(貸付) ○修学資金(無利子) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">設置主体、貸付額(月額)</th></tr> <tr> <th>自治体・国公立等</th><th>民間立</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>准看護師養成所</td><td>15,000円</td><td>21,000円</td></tr> <tr> <td>看護系5年一貫校</td><td>32,000円</td><td>36,000円</td></tr> </tbody> </table> ※4月、7月、10月、1月に3か月分まとめて貸付けます。(初回は7月頃に6か月分まとめて貸付) (返還) ○返還期間 借りた期間と同じ期間内に返還 ※ 看護職員養成施設を卒業した日から2年以内に免許を取得し、かつ鳥取県内の医療機関等で引き続き5年間、看護職員の業務に従事した場合は、貸付額の全額あるいは半額が免除されます。ただし、看護系5年一貫校を卒業した人が、准看護師として就業しても免除の対象になりません。	区分	設置主体、貸付額(月額)		自治体・国公立等	民間立	准看護師養成所	15,000円	21,000円	看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
区分	設置主体、貸付額(月額)												
	自治体・国公立等	民間立											
准看護師養成所	15,000円	21,000円											
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円											

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等								
にほんせいざくきんゆうこうこ 日本政策金融公庫 くに きょういく ろーん きょういく (国の教育ローン教育 いっばんがしつけ 一般貸付) (お問い合わせ先) 日本政策金融公庫教育 ローンコールセンター(0 570-008656) (https: //www.jfc.go.jp)	(主な申請要件) 世帯の年間収入(所得)が次表の金額以 内であること。 <table><tr><th>子どもの数</th><th>給与所得者(事業所得者)</th></tr><tr><td>1人</td><td>790万円(600万円)</td></tr><tr><td>2人</td><td>890万円(690万円)</td></tr><tr><td>3人</td><td>990万円(790万円)</td></tr></table> ※4人以上の場合はお問い合わせ先で御 確認ください。子どもの数が1人又は 2人の場合は、一定の要件を満たすと、 所得が990万円以下まで対象が拡が る場合があります。 (対象学校) 修業年限 6 ヶ月以上の教育施設(中学 校卒業以上の方を対象とする教育施設)	子どもの数	給与所得者(事業所得者)	1人	790万円(600万円)	2人	890万円(690万円)	3人	990万円(790万円)	(貸付) 生徒 1 人につき 350 万円以内 利率 年2. 65% (令和7年1月6日現在) ひとり親家庭、世帯年収 200 万円以内また は子ども 3 人以上かつ世帯年収 500 万円 以内 利率 年2. 25% (令和7年1月6日現在) ※利率は金融情勢によって変動します。 (返還) 返済期間 18 年以内
子どもの数	給与所得者(事業所得者)									
1人	790万円(600万円)									
2人	890万円(690万円)									
3人	990万円(790万円)									

※ 奨学金制度は、貸付けが終了した方からの返還金を財源として、新たな奨学生に貸付けを行っています。生徒・保護者の双方が、返還が必要であることを十分に認識して、制度を利用してください。

3 鳥取県高校生等奨学給付金について

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。（給付のため、返還の必要はありません。給付を受けるには申請が必要です。）

区分	鳥取県高校生等奨学給付金		
対象	次のすべてに該当する高校生等の保護者に対して給付します。 ○ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯（家計急変による経済的理由から、非課税に相当すると認められる世帯を含む）又は生活保護（生業扶助）受給世帯 ○ 保護者、親権者等が鳥取県内に在住 ○ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学している者。（特別支援学校高等部生徒を除く）。高等学校の専攻科（大学の編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科）に在学している者。		
支給額等	次の区分により給付します。 （※支給内容は令和6年度のもので。）		
	支給対象者		支給額（年額）
	生活保護（生業扶助）受給世帯 （通信制在学者も同額）	国公立	32,300 円
		私立	52,600 円
	生活保護受給世帯以外		
	第1子の高校生等がいる世帯	国公立	117,100 円
		私立	137,600 円
	15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	143,700 円
		私立	152,000 円
	通信制課程の高校生等がいる世帯	国公立	50,500 円
		私立	52,100 円
	生活保護（生業扶助）受給世帯または非課税世帯 専攻科	国公立	50,500 円
私立		52,100 円	
その他	○申請には、申請書のほか、保護者等の課税証明書等（注）又は生活保護（生業扶助）受給証明書が必要です。 （注）道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が確認できるもの（道府県民税・市町村民税税額決定通知、納税通知書、課税証明書等）		
お問い合わせ先	鳥取県教育委員会事務局育英奨学室（0857-26-7541）		

※ 令和7年度の制度の内容が判明次第、県のホームページに掲載しますので、最新の状況については、ホームページをご確認ください。

この資料に関するお問い合わせは
各制度を担当する機関又は
鳥取県教育委員会事務局育英奨学室
電話:0857-29-7145 ファックス:0857-26-8176
<http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

中学校・高等学校進路指導担当者 様

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）のご案内

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭の母、父子家庭の父で、20歳未満のお子さんを扶養している方等への貸付金です。

つきましては、ひとり親家庭の児童への進路指導等の際に参考にしていただくとともに、適宜、該当するご家庭等に対して本貸付制度の紹介をお願いします。

なお、適時に貸付を行うためには、早めに相談・申請をしていただくことが必要です。本貸付をご紹介いただく際は、併せて、下記のお住まいの市町村の相談窓口に、事前に相談するようご助言いただきますようお願いいたします。

記

【貸付の相談窓口】

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
鳥取市こども未来課	0857-30-8239	琴浦町福祉あんしん課	0858-52-1715
米子市こども支援課	0859-23-5135	北栄町福祉課	0858-37-5852
倉吉市子ども家庭課	0858-22-8220	日古津村福祉保健課	0859-27-5952
境港市子育て支援課	0859-47-1077	南部町福祉事務所	0859-66-5522
岩美町子ども未来課	0857-73-1424	伯耆町福祉課	0859-68-5534
若桜町福祉保健課	0858-82-2232	日南町福祉保健課	0859-82-0374
智頭町福祉事務所	0858-75-4102	日野町健康福祉課	0859-72-0334
八頭町福祉課	0858-72-3583	江府町福祉事務所	0859-75-3223
湯梨浜町総合福祉課	0858-35-5374		

※三朝町にお住まいの方は中部総合事務所県民福祉局（0858-23-3126）、大山町にお住まいの方は西部総合事務所県民福祉局（0859-31-9308）へお問合せください。

【制度に関する問合せ】

問合せ先	電話番号
鳥取県子ども家庭部家庭支援課	0857-26-7869
鳥取県中部総合事務所県民福祉局地域福祉課	0858-23-3126
鳥取県西部総合事務所県民福祉局地域福祉課	0859-31-9308

母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）の概要

（主な申請要件）

- 母子家庭の母、父子家庭の父（県内に住所を有し、扶養する児童が対象学校に入学する場合）又はその扶養する児童本人。
- 県内に住所を有する父母のない児童。
- 修学資金は鳥取県育英奨学資金を受けていないこと。
- 借主が母又は父の場合、児童が連帯借主となる。
- 借主が児童の場合、連帯保証人が1名必要。
- 母子・父子自立支援員等が借主、連帯借主に対し面談を実施。

※修学支援新制度を受けている者については、修学資金の貸付限度額から当該支援の額を控除した額を限度として貸し付けます。貸付後に支援を受けた場合はその相当額について償還していただく場合があります。

（貸付限度額）

○就学支度資金（入学時のみ：無利子）

区 分	貸付限度額	
国公立の高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）	自宅通学 150,000 円	自宅外通学 160,000 円
私立の高等学校、専修学校（高等課程）	自宅通学 410,000 円	自宅外通学 420,000 円

○修学資金（無利子）

区 分		貸付限度額（月額）	
高等学校、専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学 27,000 円	自宅外通学 34,500 円
	私 立	自宅通学 45,000 円	自宅外通学 52,500 円
高等専門学校 ※（ ）内は4年次以降の貸付限度額	国公立	自宅通学 31,500 円 (67,500 円)	自宅外通学 33,750 円 (76,500 円)
	私 立	自宅通学 48,000 円 (98,500 円)	自宅外通学 52,500 円 (115,000 円)
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学 67,500 円	自宅外通学 78,000 円
	私 立	自宅通学 89,000 円	自宅外通学 126,500 円
短期大学	国公立	自宅通学 67,500 円	自宅外通学 96,500 円
	私 立	自宅通学 93,500 円	自宅外通学 131,000 円
大 学	国公立	自宅通学 71,000 円	自宅外通学 108,500 円
	私 立	自宅通学 108,500 円	自宅外通学 146,000 円

（返 還）

○返還期間

修学資金（20 年以内）、就学支度資金（5 年以内）

○返還方法

学校卒業後、6 ヲ月の据置期間経過後、年賦・半年賦・月賦の方法により返還。

（申込時期）

随時申込み。

※申請から貸付決定までに時間を要する場合があります。適時に貸付を行うために、早めの相談をお願いします。

鳥取県高校生等通学費助成事業のご案内

県と市町村による高校生等の通学費をサポートする制度をご利用ください。

【助成対象者】

次のすべてを満たす方が対象になります。

○鳥取県内の高等学校等（※1）へ通学している方（※2）

○公共交通機関の通学定期券を利用している方

○月額 7,000 円（※3）を超える通学費（特急料金除く）を負担している方

○鳥取県内の市町村に住所を有する方（※4）

※1 公立、私立の高等学校、高等専門学校（3 年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程

※2 他の制度により通学費の全額を助成されている場合は対象になりません。

※3 月額 7,000 円を超える部分について助成します。

（例）1 ヶ月定期代が 10,000 円の場合、10,000 円－7,000 円＝3,000 円が助成されます。

なお、市町村によっては、月額 7,000 円以下の通学費についても助成する制度をお持ちのところがあります。

※4 市町村によっては、鳥取県内の市町村に住所を有しない場合でも助成する制度をお持ちのところがあります。

【申請・相談窓口】

申請先は、お住まいの市町村です。

（申請手続、市町村の独自助成等については、お住まいの市町村窓口へ直接ご確認ください。）

（教）：教育委員会事務局

市町村窓口		電話番号	市町村窓口		電話番号
鳥取市	都市整備部交通政策課	0857-30-8326	琴浦町★	（教）教育総務課	0858-52-1160
米子市	総合政策部交通政策課	0859-23-5271	北栄町	（教）教育総務課	0858-37-5870
倉吉市	（教）教育総務課	0858-22-8165	日吉津村	（教）	0859-27-5956
境港市	産業部観光振興課	0859-47-1028	大山町★	こども課	0859-54-5205
岩美町★	（教）学校教育係	0857-73-1301	南部町★	（教）総務・学校教育課	0859-64-3787
若桜町★	（教）総務学校教育係	0858-82-2213	伯耆町★	（教）総務学事室	0859-62-0927
智頭町★	（教）教育課	0858-75-4119	日南町★	（教）	0859-82-1118
八頭町★	企画課	0858-76-0212	日野町★	（教）教育課	0859-72-2107
三朝町★	（教）教育総務課	0858-43-3510	江府町★	（教）教育課	0859-75-2223
湯梨浜町	（教）教育総務課	0858-35-5362	★印の市町村には独自の通学費助成制度があります。		

Point1 ・申請時期は市町村で異なりますので、早めに確認をお願いします。

Point2 ・事業は単年度で実施します。卒業時に3年分をまとめて申請するといったことはできませんので、市町村が定める申請期限にご注意ください。

Point3 ・申請には、定期券の写しが必要です。紛失すると助成を受けられなくなるので、申請まで大切に保管してください。

Point4 ・申請に添付する書類等は市町村によって異なる場合があります。お住まいの市町村のホームページでも確認できます。